

川崎市障がい者スポーツ指導者協議会表彰制度（案）

令和3年4月10日に開催された令和3年度川崎市障がい者スポーツ指導者協議会総会における事業計画書に「大会ボランティア参加が多い会員に対し、表彰制度を検討する。」とあり、役員会で表彰制度（案）を策定しましたので、お知らせいたします。

なお、ご意見やご感想がある方は、令和3年度後期大会等ボランティア意向アンケート（令和3年11月）の自由意見欄に記入して、令和3年12月3日（金）までに、郵送または川崎市障がい者スポーツ指導者協議会メールアドレスにメール願います。

（目的）

第1条 障害者スポーツの発展に功績のあった者を表彰し、もって障害者のスポーツ振興に資することを目的とする。

（表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 新人功労賞

新規に障害者スポーツ指導員に登録した年度（4月から3月までの1年間）の翌年度から起算して3年度以内の会員

(2) 功労賞

上記(1)以外

（表彰の方法）

第3条 表彰は、会長が表彰状等を授与して行う。

2 表彰を受けた者の氏名は、川崎市障がい者スポーツ指導者協議会の発行する会報に掲載して公表する。

（表彰者対象者の決定）

第4条 川崎市障がい者スポーツ指導者協議会で募集した総会、研修、大会ボランティア（以下「大会等」という。）に参加された者を対象に表彰する。

2 表彰対象年度（4月から3月までの1年間）内に参加数が多い者を数名決定する。
なお、大会等に参加希望していたが、人数制限等により参加できない場合は参加数に含めない。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、表彰対象年度の翌年度の役員会で決定する。

附則

1 この表彰制度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの大会等を表彰対象年度とした令和4年度の表彰から開始する。